

一般社団法人
兵庫県臨床工学技士会

定 款

2010年4月 制定
2023年6月 改訂
2025年6月 改訂

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人兵庫県臨床工学技士会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を兵庫県西宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的及び事業)

第3条 本会は、臨床工学技士の学術技能の研鑽に努めるとともに、職業倫理の高揚及び資質の向上、生命維持管理装置をはじめとする機械に支えられた福祉・医療の信頼性向上に努め、もって地域の福祉・医療の発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 臨床工学技士の職業倫理の高揚に関する事
- (2) 臨床工学技士の学術技能の研鑽及び資質の向上に関する事
- (3) 臨床工学技士の相互福祉に関する事
- (4) 関連団体との交流に関する事
- (5) 臨床工学領域における安全対策に関する事
- (6) 臨床工学領域の普及啓発に関する事
- (7) 臨床工学技士の職業紹介に係る情報提供に関する事
- (8) 臨床工学領域の調査研究に関する事
- (9) 前各号に関する会誌および印刷物の刊行に関する事
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業の実施に関する事

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載して行う。

第3章 会員

(種別)

第5条 本会は、事業に賛同する個人又は団体であつて次の規程による会員によって構成する。

- (1) 正会員 臨床工学技士の資格を有し、本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、その事業を賛助する為に入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本会に特に功労のあつた者又は学識経験者で理事会の推薦に基づき社員総会において承認された者

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書、入会金及び会費を本会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会の議決を経て別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、社員総会の議決を経て別に定める賛助会費を支払う義務を負う。

3 名誉会員は、入会金及び会費の納入を要しない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 正会員が臨床工学技士の資格を失ったとき
- (4) 正当な理由をなくして会費を2年以上滞納したとき
- (5) 会員が死亡または失踪宣告を受けたとき
- (6) 除名されたとき

2 代議員である正会員が会員資格を喪失した場合は、代議員の資格も喪失する。

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、退会届を本会に提出することにより任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の議決によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知をし、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為を行ったとき

(抛出納品の不返還)

第11条 会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 代議員

(代議員)

第12条 この法人の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に定める社員とする。

- 2 代議員の員数は40名以上70名以内とする。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な定めは理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、3月末日までに実施することとし、代議員の任期は、選任の2年目に実施される代議員選挙の終了の時までとする。
- 7 代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。
- 8 代議員が欠け代議員定数の下限未満になった場合は、代議員の補充のため代議員補充選挙を実施する。
- 9 第8項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施され

る第3項の代議員選挙終了の時までとする。

10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利

（合併契約等の閲覧等）

11 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

（代議員の報酬等）

第13条 代議員は無報酬とする。

- 2 代議員には費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める

第5章 社員総会

（種別）

第14条 本会の社員総会は定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

（構成）

第15条 社員総会は、代議員をもって構成する。

（権限）

第16条 社員総会は、次の事項について議決する。

- (1) 各事業年度の事業報告及び決算
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬の額又はその規定
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 入会基準並びに会費及び入会金の金額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 不可欠特定財産の処分の承認
- (9) 会員の除名
- (10) 代議員の解任
- (11) 理事会において社員総会に付議した事項
- (12) その他社員総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第17条 社員総会は定時社員総会として毎年度6月末日までに1回開催する。

- 2 臨時社員総会は、理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。

- 3 総代議員の議決権の5分の1以上を有する代議員から、社員総会の目的である事項及び招集の事由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第18条 社員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第3号の規定に基づく請求があった日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集する場合は、社員総会の日時及び場所、目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開会の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した代議員の中から選出する。

(定足数)

第20条 社員総会は、代議員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第21条 社員総会における議決権は代議員1名につき1個とする。

(議決)

第22条 社員総会の議決は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は総代議員数の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 不可欠特定財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項

(代理及び書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第23条 総会に出席できない代議員は、代理出席又はあらかじめ通知された事項について書面を若しくは電磁的方法をもって決議することができる。

- 2 代理出席により議決権を行使する場合は、総会に出席する者に代理権を授与することを証明する書面を本会に提出しなければならない。
- 3 書面により議決権を行使する場合は、代議員は総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、必要な事項を記載した議決権行使書面を本会に提出しなければならない。
- 4 電磁的方法により議決権を行使する場合は、代議員は法令で定めるところにより、本会の承諾を得て、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法で本会に提出しなければならない。
- 5 前3項に規定により行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在員数、出席者数(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項及び議決事項

- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印をする。

第6章 役員

(種類及び定数)

第25条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事12名以上20名以内
- (2) 監事1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長とし、1名の専務理事をおくことができる。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の議決によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は理事会の決議により選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に他を兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐しこの法人の業務を執行する。又、会長及び副会長に事故があるとき又は、会長及び副会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。但し、再任は妨げない。なお、会長にあっては前任者の残存期間を含め通算して5期を超えることはできない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結までとする。但し、再任は妨げない。
- 3 補充役員の任期は前任者の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第 30 条 役員は、社員総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第 31 条 役員は無報酬とする。但し、常勤の役員には、報酬を支給することができる。その額については、社員総会の議決により別に定める。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 32 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 社員総会へ付議すべき事項の決定
- (2) 社員総会で議決した事項の執行に関する事項の決定
- (3) 理事の職務執行の監督
- (4) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職
- (5) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項の決定

(種類及び開催)

第 34 条 理事会は通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は毎年 6 回以上開催する。

3 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事から、会議の目的である審議事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき
- (3) 前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会とする招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

第 35 条 理事会は会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び一般法人法第 101 条第 3 項の規定の基づき監事が招集する場合は除く。

2 会長は前条第 3 項第 2 号又は一般法人法第 101 条第 2 項に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発しなければならない。

3 理事会を招集するときは、7 日前までに全理事及び監事に通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(定足数)

第 37 条 理事会は理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第 38 条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 40 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第 41 条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会及び総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 42 条 本会の経費は、第 40 条の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 43 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 本会の事業計画書、収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入をあげ支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、次年度収支予算に繰り越すものとする。
- 4 当会が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第 1 項の書類については毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 45 条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に報告しなければいけない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の附属明細書
- (6) 財産目録

(長期借入金ならびに重要な財産の処分又は譲り受け)

第 46 条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総代議員の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

- 2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならぬ。

(剰余金)

第 47 条 本会は、剰余金の配当はしないものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、社員総会の議決によって変更することができる。

- 2 当会が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 49 条 本会は社員総会の議決その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の処分)

第 50 条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の議決を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 51 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 52 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 役員及び職員の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員等の報酬規定
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
 - (10) 前号の監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 53 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

三井 友成
中村 拓生
加藤 博史
岸本 佳久
荒川 隆宗
大掛 馨太
檜村 友隆
徳永 政敬
亀井 理生
茶木 敏樹
山本 隆行

(法令の準拠)

第 59 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人兵庫県臨床工学技士会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 22 年 4 月 10 日

- 設立時社員 小西 修二
- 設立時社員 木村 政義
- 設立時社員 正木 昭次
- 設立時社員 大平 順之
- 設立時社員 松本 和浩
- 設立時社員 尹 成哲
- 設立時社員 三井 友成
- 設立時社員 中村 拓生
- 設立時社員 加藤 博史
- 設立時社員 岸本 佳久
- 設立時社員 荒川 隆宗
- 設立時社員 大掛 馨太
- 設立時社員 檜村 友隆
- 設立時社員 徳永 政敬
- 設立時社員 亀井 理生
- 設立時社員 茶木 敏樹
- 設立時社員 山本 隆行

附則

- 1 この定款は 2023 年 6 月 4 日に開催された 2023 年度総会により承認された同日より施行する。
- 2 この定款は 2025 年 6 月 15 日に開催された 2025 年度総会により承認された同日より施行する。